

※皆様ご一読願います。

## 更新申請の受付・申請方法について

### (1) 更新申請の受付対象

令和8年7月1日～令和8年9月30日までに指定有効期限を迎える施設・事業所

### (2) 指定更新申請を必要としない事業

●医療みなしで指定を受けた次の事業については、更新申請は必要ありません。

- ①居宅療養管理指導
- ②訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）
- ③訪問リハビリテーション
- ④通所リハビリテーション

### (3) 申請方法について

現在の申請者等の基本情報を印刷した資料を、参考用に同封しています  
まず、以下についてご確認をお願いします。

#### 【確認事項】

- ① 上記該当期間中に指定有効期限を迎える対象事業所について、該当サービス分が全て届いているか。あるいは、更新対象でないにもかかわらず届いていないか。
- ②他の事業所のものが届いていないか。  
(間違って届いた場合はご連絡ください。)
- ③印刷されている代表者などの内容に変更がないかどうか。

<<変更がある場合>>

変更届(第3号様式)を提出してください。  
変更届の様式や必要な添付書類は、ホームページに掲載しています。

原則電子申請届出システムで届出を行っていただく必要があります。

別紙「電子申請システムでの申請について」や奈良県HPを参照してください。

## (4) 書類提出・システム申請後の審査の流れ

### 1次審査

※指定有効期限が近い事業所から順次審査します。

- ・必要な書類が全て揃っているか、必要事項が全て記入されているか等を審査します。
- ・不備があった場合は、電話にて補正のご連絡をいたします。  
電子申請システムにて、不足書類や補正した書類を提出していただきます。
- ・補正内容によっては、別途ご来庁をお願いする場合がございます。ご了承ください。

### 2次審査

- ・1次審査同様の書面上の審査に加えて、人員・設備・運営等に関する基準についても審査いたします。
- ・不備があった場合は、電話にて補正のご連絡をいたします。  
電子申請システムにて、不足書類や補正した書類を提出していただきます。
- ・補正内容によっては、別途ご来庁をお願いする場合がございます。ご了承ください。

### 更新完了（指定有効期限の2週間前～期限）

- ・指定更新完了の通知を、施設・事業所あてに送付します。

## (5) 休止事業について

- ・休止中の事業は、再開届が受理されなければ更新を受けることができません。
- ・廃止する場合は、速やかに廃止届を提出してください。